

青森県報

第四百号

令和二年
一月八日
(水曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高年齢福祉課) ……一
 - 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……一
 - 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……二
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……二
 - 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……三
 - 道路の区域の変更……………(道路課) ……三
-
- 公 告
 - 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……四
 - 県有地の売却に係る一般競争入札……………(港湾空港課) ……四
 - 建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……六
 - 右 同……………(同) ……六

告

示

青森県告示第一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和二年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービス事業所	届出の年月日	廃止の年月日
株式会社 しあわせ 弘前市大字早稲 三丁目一四の 三	訪問介護 しあわせ 弘前市大字早 稲三丁目一 四の三	令和 二年二月 二十六日	令和 二年三月 三十一日
医療法人 みらい会 平川市柏木町藤 山三七の五	訪問看護 訪問看護 ステーション なごみ 平川市柏木町 藤山三四の二 三	令和 二年二月 二十一日	令和 二年二月 二十一日
社会福祉 法人福祉 の里 十和田市大字切 田字横道一〇〇 の二二	訪問介護 十和田市訪 問入浴セン ター 十和田市元町 西一丁目一三 の三六	令和 二年二月 二十五日	令和 二年三月 三十一日

青森県告示第二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第一百五十五条の十第二号の規定により公示する。

令和二年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	介護予防サービス事業所	届出の年月日	廃止の年月日
氏名又は 名称又は 主たる事務所の 所在地又は住所	名称 所在地	年月日	年月日

医療法人 みらい会	平川市柏木町藤 山三七の五	介護予 防訪問	訪問看護 ステーション なごみ	平川市柏木町 藤山三四の二	令和 二〇・一	令和 二〇・一〇
社会福祉 法人福祉 の里	十和田市大字切 田字横道一〇〇 の二二二	介護予 防訪問	十和田市 訪問入浴	十和田市元町 西一丁目一三 の三六	元・二・三五	元・三・三三

青森県告示第三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和二年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	名称	所在地	指定年月日
株式会社響き	五所川原市金木町荻野八四の一七六	居宅介護	居宅介護・陽護事業所	五所川原市金木町荻野八四の一七六	〃	〃	〃

青森県告示第四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和二年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定辞退年月日
あおいもり薬局	上北郡おいらせ町住吉四丁目五〇の二一〇	令和元・三・三三
ちびき薬剤センター	上北郡東北町字板橋山一の三〇	〃

青森県告示第五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和二年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
ハッピー調剤薬局青森南側店	青森市南側二丁目七の一〇	令和二・一・一
マエダ調剤薬局中央店	弘前市大字南川端町一三の九	〃
薬局たまーち	五所川原市字田町一一四の一	〃
公立野辺地病院訪問看護ステーション	上北郡野辺地町字鳴沢九の一二	〃
あおいもり薬局	上北郡おいらせ町住吉四丁目五〇の二一〇	〃
ちびき薬剤センター	上北郡東北町字板橋山一の三〇	〃

青森県告示第六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和二年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	横山 公章
	弘前大学医学部附属病院
勤務する病院等	弘前市大字本町五三
診療科目	循環器内科（心臓機能障害）
指 定 年 月 日	令和二年一月二

青森県告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年二月七日まで青森県県土整備部道路

課において一般の縦覧に供する。

令和二年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間			変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			後	前	前				
1	県道	差波新井田線	八戸市大字新井田字山道一六の三から 八戸市大字新井田字横町二〇の一まで	八戸市大字新井田字山道一六の三から 八戸市大字新井田字横町二〇の一まで	八戸市大字新井田字山道一六の三から 八戸市大字新井田字横町二〇の一まで	後	一六・九〇メートルから 三三・五〇メートルまで	一四〇・〇〇メートル	
2	県道	妙売市線	八戸市大字新井田字山道一六の三から 八戸市大字新井田字横町二一の一まで	八戸市大字新井田字山道一六の三から 八戸市大字新井田字横町二一の一まで	八戸市大字新井田字山道一六の三から 八戸市大字新井田字横町二一の一まで	後	一六・九〇メートルから 三三・五〇メートルまで	一四〇・〇〇メートル	

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マエダストア売市店
八戸市売市四丁目六の九外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
有限会社孫作
八戸市売市四丁目六の三一
代表取締役 西村 隆
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設に関する事項	株式会社マエダ 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	株式会社マエダ 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時	令和 元・三・三
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三十分から午後九時三十分まで	午前八時三十分から午後十時三十分まで	

四 届出年月日

令和元年十二月二十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和二年一月八日から令和二年五月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和二年五月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和二年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積 (平方メートル)
青森市大字石江字三好六七の一〇	雑種地	五五・六九
青森市大字石江字三好六八の六	宅 地	二四二・七六
青森市大字石江字三好六八の七	宅 地	五三四・七七
青森市大字石江字三好六八の八	雑種地	二六・四〇
青森市大字石江字三好六八の二八	雑種地	二六三・四四
青森市大字石江字三好六九の二	宅 地	一一四・三八
青森市大字石江字三好七〇の一	宅 地	三七四・三七
青森市大字石江字三好一一二の一	雑種地	二・〇五
青森市大字石江字三好一一二の三	雑種地	五・五四
青森市大字石江字三好一一二の四	雑種地	五・一六
青森市大字石江字三好一一二の二二	宅 地	二五二・九五
青森市大字石江字三好一一二の二三	宅 地	四〇・五八
青森市大字石江字三好一一二の二四	宅 地	二九・四七
青森市大字石江字三好一一二の二五	宅 地	四・一〇
青森市大字石江字三好一一二の二六	宅 地	一六七・六五

青森市大字石江字三好一一二の二七	雑種地	三九・九六
合計		二、一五九・二七

- 二 予定価格
一億六千八百六十五千六百十五円
- 三 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 四 売却する物件を示す場所
一に掲げる土地の所在地
- 五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所
青森市長島一丁目の一
青森県土整備部港湾空港課
- 六 入札及び開札の場所及び日時
1 入札場所
青森市長島一丁目の一
青森県土整備部港湾空港課
2 入札日時
令和二年二月十三日 午前九時から
令和二年二月十九日 午後五時まで(必着)
土曜日及び日曜日の受付は、行わない。
- 3 開札場所
青森市長島一丁目の一
青森県庁舎北棟三階県土整備部B会議室
- 4 開札日時
令和二年二月二十五日 午後二時
- 七 入札保証金及び契約保証金の額
契約金額(入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額
- 八 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 令和二年一月十五日午後二時から、青森市大字石江字三好六七の一〇において現地説明を行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 昭和建産青森販売株式会社

二 代表者の氏名 木村幸弘

三 主たる営業所の所在地 青森市古館一丁目二の三五

四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第一四三二八号

五 取消年月日 令和元年十月九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十一年一月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

る。

令和二年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 東北ワーク株式会社

二 代表者の氏名 荒瀬ゆき

三 主たる営業所の所在地 青森市後潟字大原九の一

四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第一〇〇七九〇号

五 取消年月日 令和元年十一月六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭